

児童扶養手当

遺児(県・町)手当

これらは、一人親家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため手当を支給する制度です。一定の所得以内の場合に支給されます。

児童扶養手当

次の要件に当てはまる18歳以下(18歳到達の年度の末日まで)の児童(一定の障害があるときは、20歳未満)を監護し、かつ生計を同じくしている父・母または養育している方に支給されます。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
 - ・ 父または母が死亡した児童
 - ・ 父または母が重度の障害にある児童
 - ・ 父または母から1年以上遺棄されている児童
 - ・ 父または母が1年以上拘禁されている児童
 - ・ 婚姻しないで生まれた児童
 - ・ 父・母とも不明である児童
- ◎ 次のような場合は
手当は支給されません
- ・ 児童が公的年金または遺族補償を受けることができるとき

- ・ 児童が父に支給される障害基礎年金の加算対象となっているとき
- ・ 児童が児童入所施設等に入所または里親に委託されているとき
- ・ 母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき(父に重度の障害がある場合は除く)
- ・ 母または養育者が公的年金給付を受けることができるとき(老齢福祉年金を除く)
- ・ 母または養育者が支給要件に該当してから平成15年4月1日時点で5年が経過しても請求しなかつたとき

◎ 手当の額

児童一人当たり月額

- 全部支給 41550円
- 一部支給 9810円
- 41540円
- ※2人目は5000円、3人目以降は一人につき3000円加算

◎ 支給制限

受給資格者およびその扶養義務

者等の前年の所得が限度額以上ある場合は、その年度(8月から翌年の7月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。

遺児(県・町)手当

次の要件に当てはまる18歳以下(18歳到達の年度の末日まで)の児童を監護、養育している方に支給されます。児童扶養手当と同様の所得限度額が適用されます。

- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が重度の障害にある児童
- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父または母が1年以上行方不明である児童
- ・ 父または母に1年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・ 婚姻しないで生まれた児童

◎ 次のような場合は 手当は支給されません

- ・ 児童が児童入所施設等に入所または里親に委託されているとき
- ・ 児童が父または母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき

※父または母に重度の障害がある場合は除く

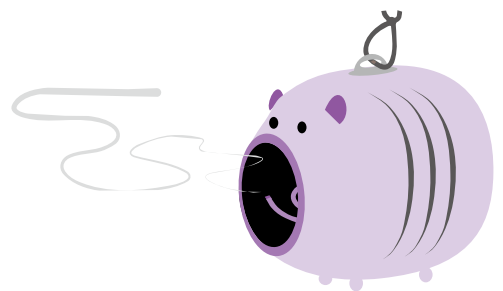
◎ 手当の額

児童一人当たり月額

- 愛知県遺児手当 4500円
- ※支給開始から5年間のみ支給(ただし、4年目から5年目の2年間)は支給額が半額になります)
- 大治町遺児手当 2000円
- ※支給開始から5年間のみ支給

◎ 問い合わせ先

役場 民生課
内線167



障害者手当制度等

手帳をお持ちの方には、手帳の区分および等級に応じ、手当が支給される場合があります。
 なお、一部の手当は支給対象であっても所得制限などのため、支給されないことがあります。

愛知県 在宅重度障害者手当

次のいずれかに該当する在宅の障害者に手当が支給されます。ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的祝福手当の受給者および施設入所者または65歳以上になつてから新たに障害者となつた方は除きます。

- ① 身体障害1～2級でIQ35以下の方
- ② 身体障害1～2級の方、IQ35以下の方または身体障害3級の障害を有し、IQ50以下の方

特別障害者手当

次のいずれかに該当する20歳以上の障害者(施設入所者および長期入院者を除く)に手当が支給されます。

- ① 身体障害2級(一部を除く)以上の障害を重複して有する方
- ② 身体障害2級(一部を除く)以上の障害を有する方で、IQ20以下の方または常時介護が必要な精神障害を有する方
- ③ 身体障害2級(一部を除く)以上の障害を有する方またはIQ20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害3級相当の障害を2つ以上有する方
- ④ 身体障害2級(一部を除く)以上の障害を有する方またはIQ20以下の方もしくはこれと同程度の障害または病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方

手当の額

国制度分

月額26340円

県制度分・国制度分に加算して支給

- ・ 身体障害1級または2級の障害を有し、IQ35以下の方
月額7090円
- ・ 身体障害1級または2級の障害を有する方またはIQ35以下の方
月額1090円

支給制限

所得制限と併給制限があります。

障害児福祉手当

次のいずれかに該当する20歳未満の障害者(障害を事由とした年金受給者および施設入所者を除く)に手当が支給されます。

- ① 身体障害1級(2級の一部を含む)の障害を有する方
- ② IQ20以下の方
- ③ 右記と同程度の障害または病状で常時介護が必要な方

手当の額

国制度分

月額14330円

県制度分・国制度分に加算して支給

- ・ 身体障害1級または2級の障害を有し、IQ35以下の方
月額7160円

- ・ 身体障害1級または2級の障害を有する方またはIQ35以下の方
月額1160円

支給制限

所得制限と併給制限があります。

経過的祝福手当

次のいずれかに該当する20歳以上の障害者(施設入所者を除く)で、従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金および特別障害給付金のいずれも受給していない方に手当が支給されます。

- ① 身体障害1級(2級の一部を含む)の障害を有する方
- ② IQ20以下の方
- ③ 右記と同程度の障害または病状で常時介護が必要な方

手当の額

国制度分

月額14330円

県制度分・国制度分に加算して支給

- ・ 身体障害1級または2級の障害を有し、IQ35以下の方
月額7160円
- ・ 身体障害1級または2級の障害を有する方またはIQ35以下の方
月額1160円

特別児童扶養手当

身体・知的発達または精神に障害のある児童の福祉の増進を図るため手当を支給する制度です。

次の要件に当てはまる20歳未満の障害者を育てている方に支給されます。

①IQ 35以下程度または身体障害1〜2級程度の方

②IQ 50以下程度または身体障害3級(4級の一部を含む)程度の方

●次のような場合は手当は支給されません

- ・受給者が子どもを扶養しなくなったとき
- ・子どもが児童福祉施設等に入所したとき

●手当の額

①月額50550円

②月額33670円

●支給制限

受給資格者およびその扶養義務者等の前年の所得が限度額以上ある場合は、その年度(8月から翌年の7月まで)は手当の全部または一部が支給停止されます。

●問い合わせ先

役場 民生課

内線169

現況届の手続きをお忘れなく

現在、児童扶養手当・遺児(県・町)手当・特別児童扶養手当・愛知県在宅重度障害者手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給している方は、民生課から個人宛に通知しますので、必要書類を添えて提出してください。

この届け出がない場合、引き続き手当を受けることができなくなりますので、期限内に必ず手続きをしてください。

また、現在支給停止中の方も必ず届け出てください。

提出期間

- ・児童扶養手当・遺児(県・町)手当
8月1日(月)〜31日(水) ※土日を除く
- ・特別児童扶養手当・愛知県在宅重度障害者手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当
8月11日(木)〜9月12日(月)
※土日を除く

問い合わせ先

役場 民生課
内線167・169



おめでとうございます！
大治婦人ボランティア
春の緑綬褒章受賞
さつき会



大治婦人ボランティアさつき会が「平成23年春の緑綬褒章」を受賞しました。

昭和60年以来25年余りにわたり、「会員同士が思いやり、明るく、元気に、協力し合って活動すること」をモットーにボランティア精神を持って長年活動を行っています。

今回、これまでの活動が功績として認められ、緑綬褒章受賞となりました。

問い合わせ先

役場 民生課

内線165

南小学校6年生児童が
花を植えました！

南小学校の児童が、去る6月14日(火)に三本木字柳原にある公園の花壇に、ニチニチソウを植えました。

付近を通ることがありますので、ぜひお立ち寄りください。

問い合わせ先

役場 産業環境課

内線159

